

# 最後まで責任をもって飼いましょう

- ▶ これまで、都道府県等は犬猫の引取りを飼い主から求められた場合には、それらを引き取ってきました。しかし、改正動物愛護管理法により、終生飼養の原則に反する引取りを拒否できるようになりました。
- ▶ 飼い主には、終生飼養の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- ▶ 自らの病気などによりどうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探す、動物愛護団体に相談する等して、譲渡先を見つけるようにしましょう。
- ▶ 愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪です。改正動物愛護管理法により、罰則が強化されました(みだりな殺傷…2年以下の懲役又は200万円以下の罰金等、遺棄…100万円以下の罰金)。絶対に傷つけたり捨てたりしてはいけません。
- ▶ みだりに、給餌や給水をやめたり、酷使したり、病気やけがの状態で放置したり、ふん尿が堆積するなどの不衛生な場所で飼ったりする等の行為は、「虐待」です。動物を虐待することは犯罪です(100万円以下の罰金)。



# 飼い主であることを明らかにしましょう

- ▶ 飼い主の責任の一つとして、飼っている動物の所有の明示があります。この所有の明示については、名札、脚環、マイクロチップ等の方法があり、このうち、マイクロチップについては、皮下に埋め込むことから、名札や首輪のように外れたり、とれたりする心配がなく、平常時の逸走だけでなく、緊急災害時等で行方不明になった時でも発見が容易になります。なお、犬の飼い主には、別途、狂犬病予防法に基づく鑑札などの装着の義務があり、これを実施することは当然の義務です。